

# 条 例 議 案 の 概 要

—令和2年3月定例会—

## 目 次

|          |   |     |
|----------|---|-----|
| 議案第 16 号 | 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について                       | 1   |
| 議案第 17 号 | 盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例について                       | 3   |
| 議案第 18 号 | 盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について | 8   |
| 議案第 19 号 | 盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について                  | 10  |
| 議案第 20 号 | 盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について                        | 12  |
| 議案第 21 号 | 盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について                     | 39  |
| 議案第 22 号 | 盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について     | 42  |
| 議案第 23 号 | 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について     | 43  |
| 議案第 24 号 | 盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について                       | 49  |
| 議案第 25 号 | 盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について                         | 52  |
| 議案第 26 号 | 盛岡市生活改善センター条例の一部を改正する条例について                   | 55  |
| 議案第 27 号 | 盛岡市中央卸売市場業務規程の一部を改正する条例について                   | 58  |
| 議案第 28 号 | 盛岡市新事業創出支援センター条例の一部を改正する条例について                | 87  |
| 議案第 29 号 | 盛岡市無料低額宿泊所の設備及び運営の基準を定める条例について                | 90  |
| 議案第 30 号 | 盛岡市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例について      | 91  |
| 議案第 31 号 | 盛岡市改良住宅条例及び盛岡市市営住宅条例の一部を改正する条例について            | 105 |
| 議案第 32 号 | 盛岡市コミュニティ住宅条例の一部を改正する条例について                   | 115 |
| 議案第 33 号 | 盛岡市幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準を定める条例の一部を改正する条例について  | 118 |
| 議案第 34 号 | 盛岡市旅館業法施行条例及び盛岡市公衆浴場法施行条例の一部を改正する条例について       | 123 |
| 議案第 35 号 | 盛岡市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例について                    | 127 |
| 議案第 36 号 | 盛岡市動物愛護管理担当職員設置条例について                         | 130 |
| 議案第 37 号 | 盛岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例について           | 131 |
| 議案第 38 号 | 盛岡市水道事業給水条例の一部を改正する条例について                     | 134 |
| 議案第 39 号 | 盛岡市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について               | 136 |

## 議案第 16 号

## 盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例について

## 1 改正の趣旨

組織機構及び事務事業の見直しに伴い、職員の定数を改めようとするものである。

## 2 改正の内容

職員定数を次のとおり改めるものである。

| 区分                              | 現行(人)              | 改正後(人)             | 増減(人)        |
|---------------------------------|--------------------|--------------------|--------------|
| 市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。） | 1,430（うち福祉事務所 126） | 1,436（うち福祉事務所 129） | 6（うち福祉事務所 3） |
| 水道事業及び下水道事業                     | 201                | 202                | 1            |
| 病院事業                            | 232                | 235                | 3            |
| 議会の事務部局                         | 14                 | 14                 | 0            |
| 教育委員会の事務部局                      | 79                 | 82                 | 3            |
| 学校                              | 231                | 230                | △1           |
| 学校以外の教育機関                       | 48                 | 52                 | 4            |
| 選挙管理委員会の事務部局                    | 6                  | 6                  | 0            |
| 監査委員の事務部局                       | 7                  | 7                  | 0            |
| 農業委員会の事務部局                      | 13                 | 12                 | △1           |
| 公平委員会の事務部局                      | 2                  | 2                  | 0            |
| 合計                              | 2,263              | 2,278              | 15           |

## 3 施行期日

令和2年4月1日

盛岡市職員定数条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後  | 改正前    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
|--|--------|--|----|---------------------------------|--------|--|-------------|------|--|------|------|--|---------|-----|--|------------|-----|--|----|------|--|-----------|-----|--|--------------|----|--|---|----|----|----|---------------------------------|--------|--|-------------|------|--|------|------|--|---------|-----|--|------------|-----|--|----|------|--|-----------|-----|--|--------------|----|--|
| <p>○盛岡市職員定数条例<br/>昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市職員定数条例<br/>盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,436人</td> <td>うち129人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">202人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">235人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">82人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">230人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">52人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分     | 定数   | 備考 | 市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。） | 1,436人 | うち129人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。 | 水道事業及び下水道事業 | 202人 |  | 病院事業 | 235人 |  | 議会の事務部局 | 14人 |  | 教育委員会の事務部局 | 82人 |  | 学校 | 230人 |  | 学校以外の教育機関 | 52人 |  | 選挙管理委員会の事務部局 | 6人 |  | <p>○盛岡市職員定数条例<br/>昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市職員定数条例<br/>盛岡市職員定数条例（昭和24年条例第42号）の全部を改正する。</p> <p>第1条 この条例は、職員の定数を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 この条例で「職員」とは、市長、議会、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び公平委員会の事務部局又は教育機関に常時勤務する公務員で一般職に属する者（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の3第4項の規定により臨時的に任用された者を除く。）をいう。</p> <p>第3条 職員の定数は、次表に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">定数</th> <th style="text-align: center;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）</td> <td style="text-align: center;">1,430人</td> <td>うち126人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。</td> </tr> <tr> <td>水道事業及び下水道事業</td> <td style="text-align: center;">201人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>病院事業</td> <td style="text-align: center;">232人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>議会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">14人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>教育委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">79人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校</td> <td style="text-align: center;">231人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校以外の教育機関</td> <td style="text-align: center;">48人</td> <td></td> </tr> <tr> <td>選挙管理委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">6人</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | 定数 | 備考 | 市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。） | 1,430人 | うち126人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。 | 水道事業及び下水道事業 | 201人 |  | 病院事業 | 232人 |  | 議会の事務部局 | 14人 |  | 教育委員会の事務部局 | 79人 |  | 学校 | 231人 |  | 学校以外の教育機関 | 48人 |  | 選挙管理委員会の事務部局 | 6人 |  |
| 区分   | 定数     | 備考   |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）  | 1,436人 | うち129人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。 |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 水道事業及び下水道事業  | 202人   |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 病院事業   | 235人   |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 議会の事務部局  | 14人    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 教育委員会の事務部局   | 82人    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 学校   | 230人   |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 学校以外の教育機関  | 52人    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 選挙管理委員会の事務部局   | 6人     |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 区分   | 定数     | 備考   |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 市長の事務部局（水道事業及び下水道事業並びに病院事業を除く。）  | 1,430人 | うち126人は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項に規定する福祉事務所員とする。 |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 水道事業及び下水道事業  | 201人   |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 病院事業   | 232人   |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 議会の事務部局  | 14人    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 教育委員会の事務部局   | 79人    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 学校   | 231人   |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 学校以外の教育機関  | 48人    |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |
| 選挙管理委員会の事務部局   | 6人     |  |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |   |    |    |    |                                 |        |  |             |      |  |      |      |  |         |     |  |            |     |  |    |      |  |           |     |  |              |    |  |

| 改正後  | 改正前       |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
|--|-----------|----|------------|-----|------------|----|----|--------|---|-----------|----|------------|-----|------------|----|----|--------|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">12人</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,278人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 休職を命ぜられた職員</li> <li>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</li> <li>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</li> <li>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</li> </ol> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和2年条例第 号）</p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> | 監査委員の事務部局 | 7人 | 農業委員会の事務部局 | 12人 | 公平委員会の事務部局 | 2人 | 合計 | 2,278人 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>監査委員の事務部局</td> <td style="text-align: center;">7人</td> </tr> <tr> <td>農業委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">13人</td> </tr> <tr> <td>公平委員会の事務部局</td> <td style="text-align: center;">2人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: center;">2,263人</td> </tr> </tbody> </table> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの（以下「定数外」という。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 休職を命ぜられた職員</li> <li>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員</li> <li>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの</li> <li>(4) 育児休業又は自己啓発等休業をしている職員で市長が承認したもの</li> </ol> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 第3条に掲げる各事務部局又は教育機関内部の組織、分課別の定数は、それぞれの任命権者が定める。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> | 監査委員の事務部局 | 7人 | 農業委員会の事務部局 | 13人 | 公平委員会の事務部局 | 2人 | 合計 | 2,263人 |
| 監査委員の事務部局  | 7人        |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 農業委員会の事務部局   | 12人       |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 公平委員会の事務部局   | 2人        |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 合計   | 2,278人    |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 監査委員の事務部局  | 7人        |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 農業委員会の事務部局   | 13人       |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 公平委員会の事務部局   | 2人        |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |
| 合計   | 2,263人    |    |            |     |            |    |    |        |   |           |    |            |     |            |    |    |        |

議案第 17 号

盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例について

1 制定の趣旨

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）第26条の6の規定に基づき、職員の配偶者同行休業に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

職員の発意に基づき、職員の身分を有したままで、外国で勤務等をする配偶者と生活を共にするため、職務に従事しない無給の休業制度を設ける。

3 休業の期間

3年以内

4 施行期日

公布の日

5 その他

附則において次に掲げる改正を行う。

- (1) 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和28年条例第51号）の一部改正
- (2) 盛岡市職員定数条例（昭和33年条例第25号）の一部改正
- (3) 盛岡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第76号）の一部改正
- (4) 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成19年条例第36号）の一部改正
- (5) 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和元年条例第17号）の一部改正

【附則第2項】盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| <p style="text-align: center;">○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例<br/>昭和28年12月24日条例第51号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p style="text-align: center;">盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条から第18条まで 略<br/>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。<br/><u>(配偶者同行休業の承認を受けた項目の給与)</u></p> <p><del>第20条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。</del><br/>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第21条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略<br/><u>附 則 (令和2年条例第 号)</u><br/><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<br/>2から6まで 略</p> | <p style="text-align: center;">○盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例<br/>昭和28年12月24日条例第51号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条から第18条まで 略<br/>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第19条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第20条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> |

【附則第3項】盛岡市職員定数条例 新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">○盛岡市職員定数条例<br/>昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p style="text-align: center;">盛岡市職員定数条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とする。<br/>(1) 休職を命ぜられた職員<br/>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員<br/>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの<br/>(4) 育児休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略<br/><u>附 則 (令和2年条例第 号)</u><br/><u>(施行期日)</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。<br/>2から6まで 略</p> | <p style="text-align: center;">○盛岡市職員定数条例<br/>昭和33年6月20日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市職員定数条例</p> <p>第1条から第3条まで 略</p> <p>第4条 次に掲げる職員は、前条に規定する職員の定数の外にあるもの(以下「定数外」という。)とする。<br/>(1) 休職を命ぜられた職員<br/>(2) 他の地方公共団体又は外国の地方公共団体の機関等に派遣された職員<br/>(3) 法令の規定により、市が援助又は配慮をすることができることとされる公共的団体の業務に専ら従事する者及び公益的法人等に派遣された職員で市長が承認したもの<br/>(4) 育児休業又は自己啓発等休業 _____ をしている職員で市長が承認したもの</p> <p>2 前項に掲げる職員が復職した場合において、職員の数が前条の表の各区分の定数を超えるときは、当該超える数の職員は、1年を超えない期間に限り、定数外とする。</p> <p>第5条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p> |

【附則第4項】盛岡市職員の育児休業等に関する条例 新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| ○盛岡市職員の育児休業等に関する条例<br>平成4年3月24日条例第76号<br>改正 略<br>令和2年 月 日条例第 号<br>盛岡市職員の育児休業等に関する条例   | ○盛岡市職員の育児休業等に関する条例<br>平成4年3月24日条例第76号<br>改正 略<br>盛岡市職員の育児休業等に関する条例  |
| 第1条 略<br>(育児休業をすることができない職員)   | 第1条 略<br>(育児休業をすることができない職員)   |
| 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。<br>(1) 育児休業法第6条第1項又は盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例(令和2年条例第 号)第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員   | 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。<br>(1) 育児休業法第6条第1項 _____ の規定により任期を定めて採用された職員  |
| (2) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員   | (2) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員   |
| (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員<br>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員<br>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員<br>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員<br>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 | (3) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員<br>ア 次のいずれにも該当する非常勤職員<br>(ア) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員<br>(イ) その養育する子(育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。)が1歳6箇月に達する日(以下「1歳6箇月到達日」という。)(第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日)までに、その任期(任期が更新される場合にあっては、更新後のもの)が満了すること及び特定職に引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員<br>(ウ) 勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員 |
| イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子につ   | イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子が1歳に達する日(以下「1歳到達日」という。)(当該子につ   |

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| いて当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)   | いて当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤職員に限る。)   |
| ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの | ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの |
| 第2条の2から第9条まで 略<br>(育児短時間勤務をすることができない職員)  | 第2条の2から第9条まで 略<br>(育児短時間勤務をすることができない職員)  |
| 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。<br>(1) 育児休業法第6条第1項又は盛岡市職員の配偶者同行休業に関する条例第9条第1項の規定により任期を定めて採用された職員   | 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。<br>(1) 育児休業法第6条第1項 _____ の規定により任期を定めて採用された職員   |
| (2) 盛岡市職員の定年等に関する条例 _____ 第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員  | (2) 盛岡市職員の定年等に関する条例(昭和59年条例第27号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員  |
| 第11条から第23条まで 略<br>附 則 略<br>附 則(令和2年条例第 号)<br>(施行期日)  | 第11条から第23条まで 略<br>附 則 略  |
| 1 この条例は、公布の日から施行する。  |  |
| 2から6まで 略   |  |

【附則第5項】盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例<br/>平成19年3月30日条例第36号</p> <p>改正 略</p> <p>令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条から第25条まで 略<br/>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第25条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。<br/>(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第26条 地方公務員法第26条の6第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する配偶者同行休業をしている期間については、給与を支給しない。<br/>(臨時又は非常勤の職員の給与)</p> <p>第27条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。<br/>附 則 略<br/>附 則 (令和2年条例第 号)<br/>(施行期日)<br/>1 この条例は、公布の日から施行する。<br/>2から6まで 略</p> | <p>○盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例<br/>平成19年3月30日条例第36号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例</p> <p>第1条から第25条まで 略<br/>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第25条 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、同項に規定する自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</p> <p>第26条 企業職員で職員以外のものについては、職員の給与との権衡を考慮して、予算の範囲内で給与を支給する。<br/>附 則 略</p> |

【附則第6項】地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例 新旧対照表

| 改正後 (令和2年条例第●号による改正)   | 改正前 (令和元年第17号による改正)  |
|--|--|
| <p>○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例<br/>令和元年10月30日条例第17号</p> <p>改正 令和2年 月 日条例第 号</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>第1条から第3条まで 略<br/>(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。<br/>第21条を次のように改める。<br/>(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第21条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>第5条から第10条まで 略<br/>(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第11条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成</p> | <p>○地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例<br/>令和元年10月30日条例第17号</p> <p>地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例</p> <p>第1条から第3条まで 略<br/>(盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第4条 盛岡市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和28年条例第51号)の一部を次のように改正する。<br/>第20条を次のように改める。<br/>(会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第20条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、通勤手当、業務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>第5条から第10条まで 略<br/>(盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)</p> <p>第11条 盛岡市市立病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成</p> |

| 改正後（令和2年条例第●号による改正）  | 改正前（令和元年第17号による改正）   |
|--|--|
| <p>19年条例第36号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第27条を次のように改める。<br/> (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第27条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>第12条 略</p> <p><u>附 則（令和2年条例第●号）</u><br/> <u>（施行期日）</u></p> <p>1 この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>2 から6まで 略</p> | <p>19年条例第36号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第26条を次のように改める。<br/> (会計年度任用職員の給与の種類及び基準)</p> <p>第26条 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものの給与は、給料及び手当とする。</p> <p>2 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とする。</p> <p>3 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員の手当の種類は、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当及び退職手当とする。</p> <p>4 第1項の給与の基準は、職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮して管理者が定める。</p> <p>第12条 略</p> |

議案第 18 号

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

給料が支給される非常勤職員であるフルタイム会計年度任用職員についても、条例に基づく公務災害補償等を行おうとするものである。

2 改正の内容

各種公務災害補償等の基となる補償基礎額に、給料が支給される職員についての定めを加える。

3 施行期日

令和2年4月1日

盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例<br/>昭和42年12月26日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;"><u>令和2年 月 日条例第 号</u></p> <p>盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例<br/>第1条から第4条まで 略<br/>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関である委員会の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) 報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確立した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <p><u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額</u></p> <p>第5条の2から第24条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p><u>附 則 (令和2年条例第 号)</u></p> <p>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> | <p>○盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例<br/>昭和42年12月26日条例第25号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例<br/>第1条から第4条まで 略<br/>(補償基礎額)</p> <p>第5条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 議会の議員 議会の議長が市長と協議して定める額</p> <p>(2) 執行機関である委員会の委員及び非常勤の監査委員 市長が定める額</p> <p>(3) 報酬が日額で定められている職員 負傷若しくは死亡の原因である事故の発生の日又は診断によつて疾病が確立した日においてその者について定められていた報酬の額(その報酬の額が補償基礎額として公正を欠くと認められる場合は、実施機関が市長と協議して別に定める額)</p> <p>(4) 報酬が日額以外の方法によつて定められている職員又は報酬のない職員 前号に掲げる者との均衡を考慮して実施機関が市長と協議して定める額</p> <p>第5条の2から第24条まで 略</p> <p>附 則 略</p> |

議案第 19 号

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

令和元年台風第19号による災害の被災者を支援するため、県立高等学校の例に準じ、当該災害により甚大な被害を受けたと認められた者について、市立高等学校の入学考査料及び入学科を免除できることとしようとするものである。

2 改正の内容

入学考査料及び入学科の免除及び還付に関する特例を適用することができる者に、令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者を加える。

3 施行期日

公布の日

盛岡市立高等学校授業料等条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>○盛岡市立高等学校授業料等条例<br/>昭和40年3月29日条例第19号</p> <p>改正 略<br/>令和2年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例<br/>盛岡市立高等学校授業料等条例(昭和23年条例第29号)の全部を改正する。<br/>第1条から第3条まで 略<br/>(入学考査料の納付方法)<br/>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。<br/>(入学料の納付方法)<br/>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。<br/>第6条 略<br/>(授業料等の還付の制限)<br/>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料(同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。)並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。<br/>附 則<br/>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。<br/>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,800円)とする。<br/>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学料の額は、第2条第1項</p> | <p>○盛岡市立高等学校授業料等条例<br/>昭和40年3月29日条例第19号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡市立高等学校授業料等条例<br/>盛岡市立高等学校授業料等条例(昭和23年条例第29号)の全部を改正する。<br/>第1条から第3条まで 略<br/>(入学考査料の納付方法)<br/>第4条 高等学校に入学を出願する者は、入学考査料を入学願書に添えて納付しなければならない。<br/>(入学料の納付方法)<br/>第5条 高等学校に入学を許可された者は、入学料を当該入学許可の日から起算して15日以内に納付しなければならない。<br/>第6条 略<br/>(授業料等の還付の制限)<br/>第7条 既納の授業料等は、還付しない。ただし、第3条第1項本文及び同条第2項の規定により納付した授業料(同条第4項の規定により納付することを要しないとされたものに限る。)並びに同条第1項ただし書の規定により前納した授業料については、この限りでない。<br/>附 則<br/>1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。<br/>2 授業料の額は、第2条第1項第1号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては月額3,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,000円)とし、昭和56年度にあつては月額4,500円(市の区域内に住所を有しない者については、月額4,800円)とする。<br/>3 市の区域内に住所を有する者の納付すべき入学料の額は、第2条第1項</p> |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。) <u>、平成28年台風第10号又は令和元年台風第19号</u>による災害により甚大な被害を受けたと認められた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学考査料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学考査料及び入学料は、還付する。<br/>(1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められた者が平成23年3月11日以後に納付した入学考査料及び入学料<br/>(2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者が平成28年9月1日以後に納付した入学考査料及び入学料<br/>(3) <u>令和元年台風第19号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者が令和元年10月12日以後に納付した入学考査料及び入学料</u></p> <p>附 則 略<br/>附 則 (令和2年条例第 号)<br/>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>第3号の規定にかかわらず、昭和55年度にあつては1,200円とし、昭和56年度にあつては1,400円とする。</p> <p>4 第4条及び第5条の規定にかかわらず、市長は、東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。) <u>又は平成28年台風第10号</u>による災害により甚大な被害を受けたと認められた者に対しては、入学考査料及び入学料を免除することができる。</p> <p>5 前項の規定に基づき入学考査料及び入学料を免除したときは、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる入学考査料及び入学料は、還付する。<br/>(1) 東日本大震災により甚大な被害を受けたと認められた者が平成23年3月11日以後に納付した入学考査料及び入学料<br/>(2) 平成28年台風第10号による災害により甚大な被害を受けたと認められた者が平成28年9月1日以後に納付した入学考査料及び入学料</p> <p>附 則 略</p> |

議案第 20 号

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

- (1) 情報通信技術を活用し、行政手続等の利便性の向上や行政運営の簡素化・効率化を図ることを目的に、デジタル手続法（※1）が公布された。

このことにより住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部が改正され、本人確認情報の長期かつ確実な保存を目的に住民票の除票等及び戸籍の附票の除票の保存と写しの交付が明確化されたため、それらの項目を加えて交付手数料を定めようとするものである。

また、併せてマイナンバー法（※2）が改正され、通知カードからマイナンバーカードへの移行拡大を目的に通知カードが廃止されることとなったため、通知カードの再交付手数料を削除しようとするものである。

※1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）

※2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律27号）

- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）の改正に伴い、住宅・建築物の省エネ対策の取り組みの促進と、評価方法の合理化を目的として、同法に基づく“建築物エネルギー消費性能向上計画認定”及び“建築物エネルギー消費性能基準適合認定”における認定基準である、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省、国土交通省令第1号）が改正され、エネルギー消費性能の評価方法に、複数建築物を認定対象とする評価方法、共同住宅等の共用部分を除いた評価方法及び簡易計算シートを用いた評価方法（以下、「モデル住宅法」という。）が追加されたことから、認定申請手数料及び変更認定申請手数料を定めようとするものである。

また、改正により、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）に基づく“低炭素建築物新築等計画認定”において、共同住宅等の共用部分を除いた評価方法が追加されたことから、認定申請手数料を定めようとするものである。

## 2 改正の内容

(1) 次のとおりとする。

ア 住民基本台帳法改正前においては、住民票の除票の写し及び除票記載事項証明書は手数料条例の別表53「住民票の写し等交付手数料」、戸籍の附票の除票の写しは別表54「戸籍の附票の写し交付手数料」において手数料を徴収してきたが、法改正により、住民票の除票の写し及び除票記載事項証明書並びに戸籍の附票の除票の写しに係る条項が新たに設けられたため、「除票の写し等交付手数料」と「戸籍の附票の除票の写し交付手数料」の項目を加える。

イ 通知カード再交付手数料を削除する。

### 【参考資料】

#### 手数料条例 改正前

##### 別表（第2条，第4条関係）

| 手数料を徴収する事務             | 名 称           | 金 額       |
|------------------------|---------------|-----------|
| 53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは… | 住民票の写し等交付手数料  | 1通につき300円 |
| 54 住民基本台帳法第20条第1項…     | 戸籍の附票の写し交付手数料 | 1通につき300円 |
| 65の18 行政手続きにおける特定の個人…  | 通知カード再交付手数料   | 1通につき500円 |



#### 手数料条例 改正後

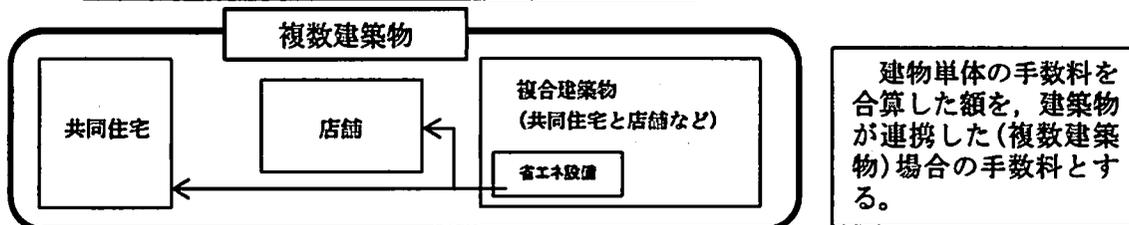
##### 別表（第2条，第4条関係）

| 手数料を徴収する事務                        | 名 称                     | 金 額              |
|-----------------------------------|-------------------------|------------------|
| 53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは…            | 住民票の写し等交付手数料            | 1通につき300円        |
| <u>53の2 住民基本台帳法第15条の4第1項…（追加）</u> | <u>除票の写し等交付手数料</u>      | <u>1通につき300円</u> |
| 54 住民基本台帳法第20条第1項…                | 戸籍の附票の写し交付手数料           | 1通につき300円        |
| <u>54の2 住民基本台帳法第21条の3第1項…（追加）</u> | <u>戸籍の附票の除票の写し交付手数料</u> | <u>1通につき300円</u> |
| <u>65の18 削除</u>                   |                         |                  |

(2) 次に掲げる手数料を定める。※下線部分が改正箇所

ア 建築物エネルギー消費性能向上計画認定の申請手数料及び変更認定手数料

- ① 建築物の連携による複数建築物を認定対象とする申請の場合は、各棟の手数を合算した手数料とする。また、変更の場合も同様とする。



- ② 共同住宅等において、共用部分を除いた評価方法による申請の場合は、共用部分を除いた床面積の手数料とする。

【②参考：盛岡市手数料条例別表65-22の項に基づく共同住宅等の手数料表】

| 建築物の区分                    | 申請に係る床面積         | 手数料の額     |          |
|---------------------------|------------------|-----------|----------|
|                           |                  | 適合証(※)無し  | 適合証有り    |
| 共同住宅等又は<br>複合建築物の住<br>宅部分 | 300㎡以内           | 7万7,000円  | 1万1,000円 |
|                           | 300㎡超 2,000㎡以内   | 12万7,000円 | 2万3,000円 |
|                           | 2,000㎡超 5,000㎡以内 | 21万7,000円 | 5万円      |
|                           | 5,000㎡超          | 31万円      | 8万9,000円 |

※適合証 登録された評価機関が各認定基準の適合性について審査し、適合していることを証明したものです。適合証の添付により審査に要する時間が短くなるため手数料が安くなります。

イ 建築物エネルギー消費性能基準適合認定の申請手数料

- ① 共同住宅等において、共用部分を除いた評価方法による申請の場合は、共用部分を除いた床面積の手数料とする。
- ② 一戸建ての住宅、共同住宅等において、モデル住宅法を第2基準適合性と定め、これまでの第2基準適合性を第3基準適合性と改め、手数料は第2・第3基準適合性とも同額とする。
- このことにより、別表65の20で定めていた第3基準適合性を第4基準適合性に、第4基準適合性を第5基準適合性に改める。

【①②参考：盛岡市手数料条例別表65-24の項に基づく住宅、共同住宅等の手数料表】

| 建築物の区分       | 申請に係る床面積 | 手数料の額    |          |        |
|--------------|----------|----------|----------|--------|
|              |          | 適合証無し    |          | 適合証有り  |
|              |          | 第1基準     | 第2・3基準   |        |
| 一戸建ての住宅<br>② | 200㎡以内   | 3万8,000円 | 2万円      | 6,000円 |
|              | 200㎡超    | 4万3,000円 | 2万1,000円 | 6,000円 |

|                                 |                  |           |           |          |
|---------------------------------|------------------|-----------|-----------|----------|
| 共同住宅等又は<br>複合建築物の住<br>宅部分<br>①② | 300㎡以内           | 7万7,000円  | 3万7,000円  | 1万1,000円 |
|                                 | 300㎡超 2,000㎡以内   | 12万7,000円 | 6万3,000円  | 2万3,000円 |
|                                 | 2,000㎡超 5,000㎡以内 | 21万7,000円 | 11万4,000円 | 5万円      |
|                                 | 5,000㎡超          | 31万円      | 17万2,000円 | 8万9,000円 |

ウ 低炭素建築物新築等計画認定の申請手数料

① 共同住宅等において、共用部分を除いた評価方法による申請の場合は、住戸部分の床面積の手数料とする。

【参考：盛岡市手数料条例別表65-16の項に基づく住戸部分の手数料表】

| 建築物の区分        | 申請に係る床面積             | 手数料の額     |           |
|---------------|----------------------|-----------|-----------|
|               |                      | 適合証無し     | 適合証有り     |
| 共同住宅等の住<br>戸① | 200㎡以内               | 3万5,000円  | 5,000円    |
|               | 200㎡超 400㎡以内         | 7万円       | 1万円       |
|               | 400㎡超 800㎡以内         | 9万7,000円  | 1万6,000円  |
|               | 800㎡超 2,000㎡以内       | 13万6,000円 | 2万7,000円  |
|               | 2,000㎡超 4,000㎡以内     | 19万5,000円 | 4万5,000円  |
|               | 4,000㎡超 8,000㎡以内     | 27万8,000円 | 8万円       |
|               | 8,000㎡超 1万6,000㎡以内   | 37万6,000円 | 12万6,000円 |
|               | 1万6,000㎡超 2万4,000㎡以内 | 49万3,000円 | 15万8,000円 |
|               | 2万4,000㎡超            | 57万9,000円 | 16万9,000円 |

3 施行期日

- (1) 2-(1)-ア及び2-(2) 公布の日
- (2) 2-(1)-イ デジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日

盛岡市手数料条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後   | 改正前          |            |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |
|---|--------------|------------|----|-----------|--|--|--|--------------|------------|--|------------|----|----|-----------|--|--|--|--------------|------------|
| <p>○盛岡市手数料条例<br/>平成12年3月30日条例第29号<br/>改正 略<br/>令和2年3月 日条例第 号<br/>第1条から第9条まで 略<br/>附 則 略<br/>附 則 (令和2年条例第 号)<br/>この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表65の18の項及び65の19の項の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から52まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づ</td> <td>住民票の写し等交付手数料</td> <td>1通につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務   | 名称         | 金額 | 1から52まで 略 |  |  | 53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づ | 住民票の写し等交付手数料 | 1通につき 300円 | <p>○盛岡市手数料条例<br/>平成12年3月30日条例第29号<br/>改正 略<br/>第1条から第9条まで 略<br/>附 則 略<br/>別表（第2条、第4条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>手数料を徴収する事務</th> <th>名称</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1から52まで 略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づ</td> <td>住民票の写し等交付手数料</td> <td>1通につき 300円</td> </tr> </tbody> </table> | 手数料を徴収する事務 | 名称 | 金額 | 1から52まで 略 |  |  | 53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づ | 住民票の写し等交付手数料 | 1通につき 300円 |
| 手数料を徴収する事務  | 名称           | 金額         |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |
| 1から52まで 略   |              |            |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |
| 53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づ  | 住民票の写し等交付手数料 | 1通につき 300円 |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |
| 手数料を徴収する事務  | 名称           | 金額         |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |
| 1から52まで 略   |              |            |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |
| 53 住民基本台帳法第12条第1項若しくは第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し若しくは住民票記載事項証明書（同条第8項の規定に基づ  | 住民票の写し等交付手数料 | 1通につき 300円 |    |           |  |  |  |              |            |  |            |    |    |           |  |  |  |              |            |

| 改正後   | 改正前  |
|---|--|
| <p>き同条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて交付することができる」とされている同条第7項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を含む。）の交付又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付</p> <p>53の2 住民基本台帳法第15条の4第1項、第3項若しくは第4項の規定に基づく除票の写し又は除票記載事項証明書（同条第5項の規定により読み替えて適用する同法第12条の3第8項の規定に基づき同法第15条の4第3項に規定する除票の写し又は</p> | <p>き同条第1項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書に代えて交付することができる」とされている同条第7項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書を含む。）の交付又は第12条の4第1項の規定に基づく住民票の写しの交付</p> |

| 改正後   |                  |            | 改正前  |               |           |
|---|------------------|------------|--|---------------|-----------|
| 除票記載事項証明書に代えて交付することができる」とされている同条第5項の規定により読み替えて適用する同法第12条の3第7項に規定する除票の写し又は除票記載事項証明書を含む。)の交付    |                  |            |  |               |           |
| 54 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付  | 戸籍の附票の写し交付手数料    | 1通につき300円  | 54 住民基本台帳法第20条第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の写しの交付 | 戸籍の附票の写し交付手数料 | 1通につき300円 |
| 54の2 住民基本台帳法第21条の3第1項、第3項又は第4項の規定に基づく戸籍の附票の除票の写し(同条第5項の規定により読み替えて適用する同法第12条の3第8項の規定に基づき同法第21条 | 戸籍の附票の除票の写し交付手数料 | 1通につき 300円 |  |               |           |

| 改正後   |                    |   | 改正前   |                    |   |
|---|--------------------|---|---|--------------------|---|
| の3第3項に規定する戸籍の附票の除票の写しに代えて交付することができる」とされている同条第5項の規定により読み替えて適用する同法第12条の3第7項に規定する戸籍の附票の除票の写しを含む。)の交付 |                    |   |   |                    |   |
| 55から65の15まで略  |                    |   | 55から65の15まで略  |                    |   |
| 65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査                                       | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)<br>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア 一戸建ての住宅(人 | 65の16 都市の低炭素化の促進に関する法律第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査 | 低炭素建築物新築等計画認定申請手数料 | 認定申請1件につき、第1号に定める額(都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)<br>(1) 次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア 一戸建ての住宅(人 |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基</p> |     |  | <p>の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び65の17の項において同じ。)又は共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び65の17の項において同じ。)若しくは人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等を除く。以下この項及び65の17の項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)の住戸</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万5,000円(市長が別に定める者があらかじめ都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項各号に掲げる基</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万6,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が800平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円(適合証の提出がある場</p> |     |  | <p>準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、5,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートルを超え400平方メートル以内のもの 7万円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が400平方メートルを超え800平方メートル以内のもの 9万7,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万6,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が800平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 13万6,000円(適合証の提出がある場</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が8,000平方メートルを超え1万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が1万6,000平方メ</p> |     |  | <p>合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え4,000平方メートル以内のもの 19万5,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、4万5,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が4,000平方メートルを超え8,000平方メートル以内のもの 27万8,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、8万円)</p> <p>(キ) 床面積の合計が8,000平方メートルを超え1万6,000平方メートル以内のもの 37万6,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(ク) 床面積の合計が1万6,000平方メ</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>ートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)<br/><u>住宅部分(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分をいう。65の22の項から65の24の項までにおいて同じ。)の設計一次エネルギー消費量(建築物エネルギー消費性</u></p> |     |  | <p>ートルを超え2万4,000平方メートル以内のもの 49万3,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(ケ) 床面積の合計が2万4,000平方メートルを超えるもの 57万9,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあっては、16万9,000円)</p> <p>イ 共同住宅等の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)</p> |

| 改正後 |   | 改正前 |   |
|-----|---|-----|---|
|     | <p>能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項、65の20の項、65の22の項及び65の24の項において「省令」という。)</p> <p>第1条第1項第1号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下この項、65の22の項及び65の24の項において同じ。)を省令第4条第3項第1号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項、65の17の項、65の22の項及び65の24の項において同じ。)の床面積(</p> |     | <p>ア(ア)から(ケ)までに定める額に、次に掲げる共同住宅等の共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下この項及び65の17の項</p> <p>において</p> <p>同じ。)の床面積(イ</p> |

| 改正後 |  | 改正前 |  |
|-----|--|-----|--|
|     | <p>(ア)から(カ)までに</p> <p>おいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額とし、設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあってはア(ア)から(ケ)までに定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方</p> |     | <p>(ア)から(カ)までに</p> <p>おいて「床面積」という。)の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額を加算した額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>メートル以内のもの 27万7,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)<br/> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)<br/> (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)<br/> (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> |     |  | <p>メートル以内のもの 27万7,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)<br/> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)<br/> (オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)<br/> (カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円<br/> (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)<br/> (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)<br/> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 38万円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)<br/> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54万円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)<br/> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以内のもの 63万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、17万9,000円)<br/> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 71万8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万8,000円)<br/> (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 78万8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、27万8,000円)</p> |     |  | <p>ウ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物(エに掲げる建築物を除く。)<br/> (ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 23万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、1万円)<br/> (イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 38万円 (適合証の提出がある場合にあっては、2万7,000円)<br/> (ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 54万円 (適合証の提出がある場合にあっては、8万円)<br/> (エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以内のもの 63万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、17万9,000円)<br/> (オ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 71万8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、20万8,000円)<br/> (カ) 床面積の合計が1万平方メートルを超えるもの 78万8,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、27万8,000円)</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>ルを超え1万平方メートル以内のもの 66万2,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 78万円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 89万円(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市</p> |     |  | <p>ルを超え1万平方メートル以内のもの 66万2,000円<br/>(適合証の提出がある場合にあつては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 78万円(適合証の提出がある場合にあつては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 89万円(適合証の提出がある場合にあつては、19万8,000円)</p> <p>エ 人の居住の用に供する部分を有しない建築物のうち専ら工場、畜舎、自動車車庫、自転車駐車場、倉庫、卸売市場その他これらに類する用途に供する建築物として市</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円</p> |     |  | <p>長が認める建築物</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 10万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、1万円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 17万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、2万7,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 27万7,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの 35万6,000円</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>(適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に</p> |     |  | <p>(適合証の提出がある場合にあっては、12万6,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 42万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、15万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 49万5,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、19万8,000円)</p> <p>オ 住宅・非住宅複合建築物の建築物全体(認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に</p> |

| 改正後      |  |  | 改正前   |             |  |
|----------|--|--|---|-------------|--|
|          |  | <p>掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p> |   |             | <p>掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築設備をいう。65の17の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の17の項において同じ。)に係る部分 9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p> |
| 65の17 略  |  |  | 65の17 略   |             |  |
| 65の18 削除 |  |  | 65の18 行政手続に   | 通知カード再交付手数料 | 1枚につき500円  |
|          |  |  | における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第7条第2項の規定 |             |  |



| 改正後  |   | 改正前  |  |
|--|---|--|--|
| <p>律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> | <p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が<br/>2,000平方メートル未満のもの <u>省令</u></p> <hr/> <p>第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「<u>第4基準適合性</u>」という。）に係る建築物エネルギー消費性</p> | <p>律第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画（同法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。65の21の項において同じ。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定</p> | <p>（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する特定建築行為をいう。以下この項、65の21の項及び65の25の項において同じ。）に係る建築物の非住宅部分（同条第1項に規定する非住宅部分をいう。65の21の項から65の25の項までにおいて同じ。）の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(1) 床面積の合計が<br/>2,000平方メートル未満のもの <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号、65の22の項及び65の24の項において「<u>省令</u>」という。）</u>第1条第1項第1号イに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「<u>第3基準適合性</u>」という。）に係る建築物エネルギー消費性</p> |

| 改正後 |   | 改正前 |   |
|-----|---|-----|---|
|     | <p>能適合性判定にあつては40万6,000円、同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「<u>第5基準適合性</u>」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては16万1,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が<br/>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>第4基準適合性</u>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては58万円、<u>第5基準適合性</u>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては26万1,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が<br/>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>第4基準適合性</u>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては71万4,000円、<u>第5基準適合性</u>に係る</p> |     | <p>能適合性判定にあつては40万6,000円、同号ロに定める基準への適合性（以下この項及び65の24の項において「<u>第4基準適合性</u>」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては16万1,000円</p> <p>(2) 床面積の合計が<br/>2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの <u>第3基準適合性</u>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては58万円、<u>第4基準適合性</u>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては26万1,000円</p> <p>(3) 床面積の合計が<br/>5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの <u>第3基準適合性</u>に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては71万4,000円、<u>第4基準適合性</u>に係る</p> |

| 改正後                 |                    |   | 改正前                 |                    |   |
|---------------------|--------------------|---|---------------------|--------------------|---|
|                     |                    | る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては34万1,000円<br>(4) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの <u>第4基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては84万4,000円, <u>第5基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては40万9,000円<br>(5) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの <u>第4基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては96万2,000円, <u>第5基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては48万円 |                     |                    | る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては34万1,000円<br>(4) 床面積の合計が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの <u>第3基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては84万4,000円, <u>第4基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては40万9,000円<br>(5) 床面積の合計が2万5,000平方メートル以上のもの <u>第3基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては96万2,000円, <u>第4基準適合性</u> に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定にあつては48万円 |
| 65の21 略             |                    |   | 65の21 略             |                    |   |
| 65の22 建築物のエネルギー消費性能 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 | 認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能  | 65の22 建築物のエネルギー消費性能 | 建築物エネルギー消費性能向上計画認定 | 認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能  |

| 改正後   |       |  | 改正前   |       |   |
|---|-------|--|---|-------|---|
| の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 | 申請手数料 | エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額<br>(1) <u>建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</u><br>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であつて住戸の数が1であるものの住宅部分 | の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 | 申請手数料 | エネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあつては、その額に第2号に定める額を加算した額<br>(1) <u>次に掲げる建築物等の区分に応じ、それぞれ次に定める額</u><br>ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)又は複合建築物(省令第1条第1項第1号に規定する複合建築物をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。)であつて住戸の数が1であるものの住宅部分(建築物のエネルギー消費性能 |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |  |
|-----|--|---|-----|--|--|
|     |  | <p>次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、6,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル</p> |     |  | <p><u>エネルギー消費性能の向上に関する法律第11条第1項に規定する住宅部分</u>をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 3万8,000円（市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを証明する書類（以下この項において「適合証」という。）の提出がある場合にあつては、6,000円）</p> <p>(イ) 床面積の合計が200平方メートル</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |  |
|-----|--|---|-----|--|--|
|     |  | <p>を超えるもの 4万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積（住宅部分の設計一次エネルギー消費量を省令第4条第3項第2号の数値とする場合にあつては、共用部分の床面積を</p> |     |  | <p>を超えるもの 4万3,000円（適合証の提出がある場合にあつては、6,000円）</p> <p>イ 共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項から65の24の項までにおいて同じ。）（認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。）又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |  |
|-----|--|---|-----|--|--|
|     |  | <p>除く。(イ)から(エ)までにおいて同<br/>じ。)の合計が300<br/>平方メートル以内<br/>のもの 7万7,000<br/>円(適合証の提出が<br/>ある場合にあつて<br/>は、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計<br/>が300平方メート<br/>ルを超え2,000平方メ<br/>ートル以内のもの<br/>12万7,000円(適合<br/>証の提出がある場<br/>合にあつては、2万<br/>3,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計<br/>が2,000平方メート<br/>ルを超え5,000平方<br/>メートル以内のも<br/>の 21万7,000円<br/>(適合証の提出が<br/>ある場合にあつて<br/>は、5万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計<br/>が5,000平方メート<br/>ルを超えるもの<br/>31万円(適合証の提</p> |     |  | <p>_____の合計が300<br/>平方メートル以内<br/>のもの 7万7,000<br/>円(適合証の提出が<br/>ある場合にあつて<br/>は、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計<br/>が300平方メート<br/>ルを超え2,000平方メ<br/>ートル以内のもの<br/>12万7,000円(適合<br/>証の提出がある場<br/>合にあつては、2万<br/>3,000円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計<br/>が2,000平方メート<br/>ルを超え5,000平方<br/>メートル以内のも<br/>の 21万7,000円<br/>(適合証の提出が<br/>ある場合にあつて<br/>は、5万円)</p> <p>(エ) 床面積の合計<br/>が5,000平方メート<br/>ルを超えるもの<br/>31万円(適合証の提</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>出がある場合にあ<br/>つては、8万9,000<br/>円)</p> <p>ウ 非住宅建築物(省令<br/>第1条第1項第1号<br/>に規定する非住宅建<br/>築物をいう。以下この<br/>項から65の24の項ま<br/>でにおいて同じ。)又<br/>は複合建築物の非住<br/>宅部分 次に掲げる<br/>申請に係る床面積の<br/>合計の区分に応じ、そ<br/>れぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計<br/>が300平方メート<br/>ル以内のもの 省令<br/>第10条第1号イ<br/>(1)及びロ(1)に<br/>定める基準への適<br/>合性(以下この項に<br/>おいて「第1基準適<br/>合性」という。)に<br/>係る認定申請にあ<br/>つては25万1,000円<br/>(適合証の提出が<br/>ある場合にあつて<br/>は、1万1,000円)。</p> |     |  | <p>出がある場合にあ<br/>つては、8万9,000<br/>円)</p> <p>ウ 非住宅建築物(省令<br/>第1条第1項第1号<br/>に規定する非住宅建<br/>築物をいう。以下この<br/>項から65の24の項ま<br/>でにおいて同じ。)又<br/>は複合建築物の非住<br/>宅部分 次に掲げる<br/>申請に係る床面積の<br/>合計の区分に応じ、そ<br/>れぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 床面積の合計<br/>が300平方メート<br/>ル以内のもの 省令<br/>第10条第1号イ<br/>(1)及びロ(1)に<br/>定める基準への適<br/>合性(以下この項に<br/>おいて「第1基準適<br/>合性」という。)に<br/>係る認定申請にあ<br/>つては25万1,000円<br/>(適合証の提出が<br/>ある場合にあつて<br/>は、1万1,000円)。</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては40万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、3万円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、3万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p> |     |  | <p>同号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては9万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、1万1,000円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては40万6,000円(適合証の提出がある場合にあっては、3万円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては16万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、3万円)</p> <p>(ウ) 床面積の合計</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては58万円(適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては</p> |     |  | <p>が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては58万円(適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあっては、8万9,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの第1基準適合性に係る認定申請にあつては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあつては</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>34万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円 (適合証の提出がある場合に</p> |     |  | <p>34万1,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、14万1,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては84万4,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては40万9,000円 (適合証の提出がある場合にあっては、17万8,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては96万2,000円 (適合証の提出がある場合に</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>あっては、22万2,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては48万円 (適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円)</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額、住</p> |     |  | <p>あっては、22万2,000円)、第2基準適合性に係る認定申請にあっては48万円 (適合証の提出がある場合にあっては、22万2,000円)</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体 (認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。) 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に定める額、住</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築</p> |     |  | <p>戸の数が2以上である複合建築物にあってはイ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれイ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備(建築基準法第87条の4の建築</p> |

| 改正後   |                           |   | 改正前   |                           |  |
|---|---------------------------|---|---|---------------------------|--|
|   |                           | <p>設備をいう。65の23の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>                              |   |                           | <p>設備をいう。65の23の項において同じ。)及び工作物(同法第88条第1項及び第2項の政令で指定するものをいう。65の23の項において同じ。)に係る部分9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額</p>                     |
| 65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | <p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 建築物1棟ごとに、次に掲げる建築物等の</p> | 65の23 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料 | <p>変更認定申請1件につき、第1号に定める額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第2項において準用する同法第30条第2項の規定に基づき建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、その額に第2号に定める額を加算した額)</p> <p>(1) 次に掲げる建築物等の</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>区分に応じ、それぞれ次に定める額を合算した額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であつて住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項</p> |     |  | <p>区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅又は複合建築物であつて住戸の数が1であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額</p> <p>イ 共同住宅等(変更認定申請が住戸及び建築物全体に係るものを含む。)又は複合建築物であつて住戸の数が2以上であるものの住宅部分 65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)次に掲げる複合建築物の部分の区</p> |     |  | <p>の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>ウ 非住宅建築物又は複合建築物の非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>エ 複合建築物の建築物全体(変更認定申請が住戸及び建築物全体、非住宅部分及び建築物全体又は住戸、非住宅部分及び建築物全体に係るものを含む。)次に掲げる複合建築物の部分の区</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の</p> |     |  | <p>分に応じてそれぞれ(ア)又は(イ)に定める額を合算した額</p> <p>(ア) 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ア(ア)又は(イ)に定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあっては65の22の項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9</p> |     |  | <p>項の右欄第1号イ(ア)から(エ)までに定める額</p> <p>(イ) 非住宅部分 65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに掲げる申請に係る床面積の合計(8の項の右欄の規定により算定した面積)の区分に応じ、それぞれ65の22の項の右欄第1号ウ(ア)から(カ)までに定める額</p> <p>(2) 次に掲げる部分の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 建築物に係る部分 8の項の右欄各号に掲げる申請又は通知に係る床面積の合計の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>イ 建築設備及び工作物に係る部分 9の項の右欄各号又は9</p> |

| 改正後  |                         |   | 改正前  |                         |   |
|--|-------------------------|---|--|-------------------------|---|
|  |                         | の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額   |  |                         | の2の項の右欄に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ9の項の右欄各号又は9の2の項の右欄に定める額   |
| 55の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 | 認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額<br>(1) 一戸建ての住宅<br>次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては3万8,000円<br>(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上 | 55の24 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定の申請に対する審査 | 建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料 | 認定申請1件につき、次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次の各号に定める額<br>(1) 一戸建ての住宅<br>次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額<br>ア 床面積の合計が200平方メートル以内のもの 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準への適合性(以下この項において「第1基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては3万8,000円<br>(市長が別に定める者が建築物のエネルギー消費性能の向上 |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |  |
|-----|--|---|-----|--|--|
|     |  | に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、6,000円)、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準への適合性(以下この項において「第3基準適合性」という。)に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円)<br>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請 |     |  | に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合していることを証明する書類(以下この項において「適合証」という。)の提出がある場合にあっては、6,000円)、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準への適合性(以下この項において「第2基準適合性」という。)<br><br><br><br><br><br><br><br><br><br>に係る認定申請にあつては2万円(適合証の提出がある場合にあっては、6,000円)<br>イ 床面積の合計が200平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請 |



| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>定申請にあっては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあっては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性又は第3基準適合性に係る認定申請にあっては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める</p> |     |  | <p>定申請にあっては21万7,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）、第2基準適合性_____に係る認定申請にあっては11万4,000円（適合証の提出がある場合にあつては、5万円）</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超えるもの 第1基準適合性に係る認定申請にあっては31万円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）、第2基準適合性_____に係る認定申請にあっては17万2,000円（適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円）</p> <p>(3) 非住宅建築物 次に掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第4基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第5基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）</p> |     |  | <p>額</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあっては25万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）、第4基準適合性に係る認定申請にあっては9万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、1万1,000円）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え2,000平方メートル以内のもの 第3基準適合性に係る認定申請にあっては40万6,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）、第4基準適合性に係る認定申請にあっては16万1,000円（適合証の提出がある場合にあつては、3万円）</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては58万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、<u>第5基準適合性</u>に係る認定申請にあつては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円)、<u>第5基準適合性</u>に係る認定申請にあつては34万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14</p> |     |  | <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの <u>第3基準適合性</u>に係る認定申請にあつては58万円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)、<u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては26万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、8万9,000円)</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以内のもの <u>第3基準適合性</u>に係る認定申請にあつては71万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14万1,000円)、<u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては34万1,000円(適合証の提出がある場合にあつては、14</p> |

| 改正後 |  |   | 改正前 |  |   |
|-----|--|---|-----|--|---|
|     |  | <p>万1,000円)</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては84万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円)、<u>第5基準適合性</u>に係る認定申請にあつては40万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円)</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの <u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては96万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円)、<u>第5基準適合性</u>に係る認定申請にあつては48万円(適合証の提出がある場合に</p> |     |  | <p>万1,000円)</p> <p>オ 床面積の合計が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以内のもの <u>第3基準適合性</u>に係る認定申請にあつては84万4,000円(適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円)、<u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては40万9,000円(適合証の提出がある場合にあつては、17万8,000円)</p> <p>カ 床面積の合計が2万5,000平方メートルを超えるもの <u>第3基準適合性</u>に係る認定申請にあつては96万2,000円(適合証の提出がある場合にあつては、22万2,000円)、<u>第4基準適合性</u>に係る認定申請にあつては48万円(適合証の提出がある場合に</p> |

| 改正後 |  |  | 改正前 |  |  |
|-----|--|--|-----|--|--|
|     |  | <p>あつては、22万2,000円)</p> <p>(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 第3号アからカまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アか</p> |     |  | <p>あつては、22万2,000円)</p> <p>(4) 複合建築物 次に掲げる複合建築物の部分の区分に応じてそれぞれア又はイに定める額を合算した額</p> <p>ア 住宅部分 住戸の数が1である複合建築物にあつては第1号ア又はイに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号ア又はイに定める額、住戸の数が2以上である複合建築物にあつては第2号アからエまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アからエまでに定める額</p> <p>イ 非住宅部分 第3号アからカまでに掲げる申請に係る床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同号アか</p> |

| 改正後         |  |           | 改正前         |  |           |
|-------------|--|-----------|-------------|--|-----------|
|             |  | らカまでに定める額 |             |  | らカまでに定める額 |
| 65の25から74まで |  |           | 65の25から74まで |  |           |
| 略           |  |           | 略           |  |           |

議案第 21 号

盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

市行造林契約が終了したことに伴う規定の整理をしようとするものである。

2 改正の内容

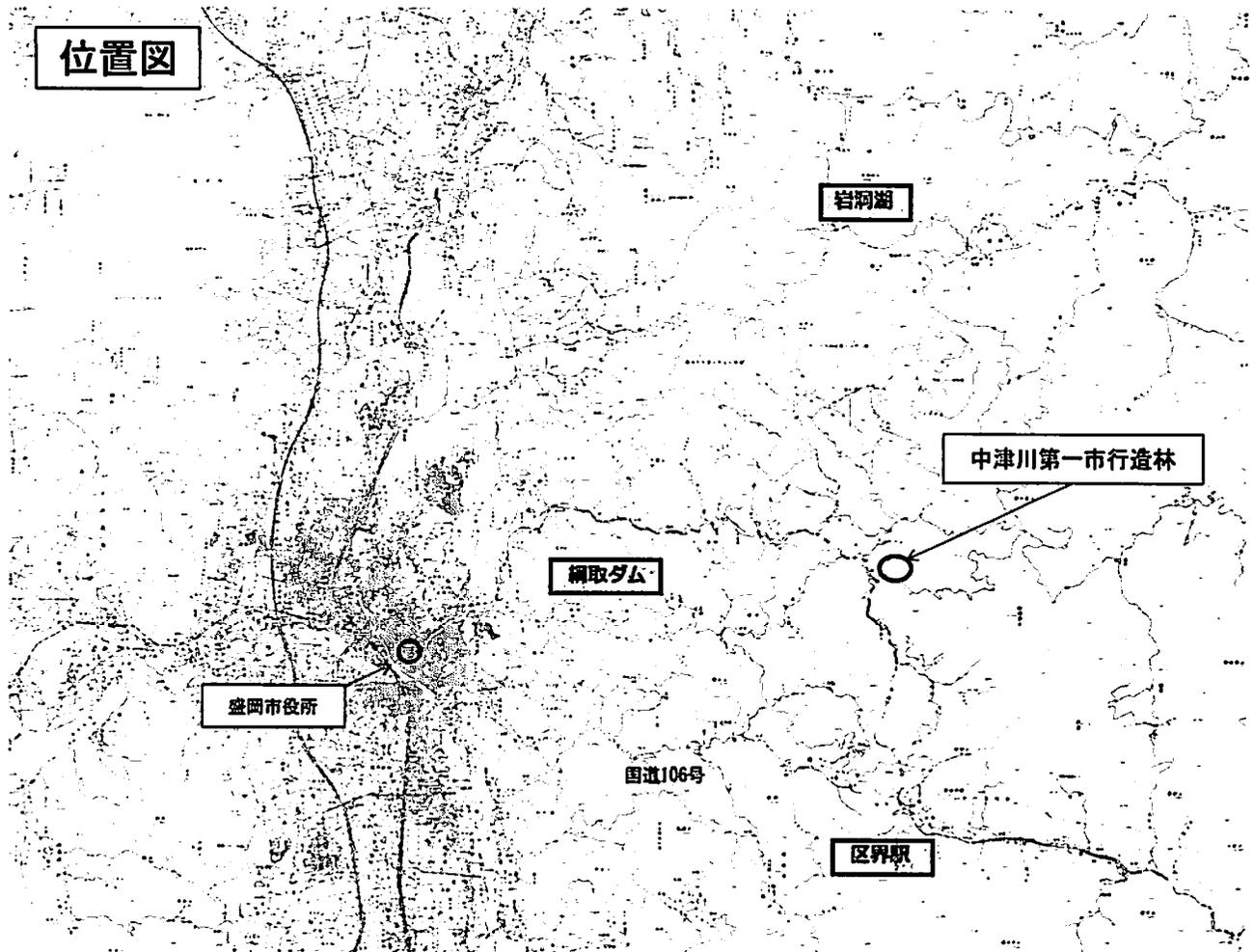
基金に属する財産の一部を次のように改める。

| 改正前                             |                | 改正後                 |               |
|---------------------------------|----------------|---------------------|---------------|
| 所在                              | 面積             | 所在                  | 面積            |
| 盛岡市新庄字中津川 5 番<br>の 2, 6 番及び 7 番 | 42.89ヘクタ<br>ール | 盛岡市新庄字中津川 5 番<br>43 | 3.00ヘクタ<br>ール |

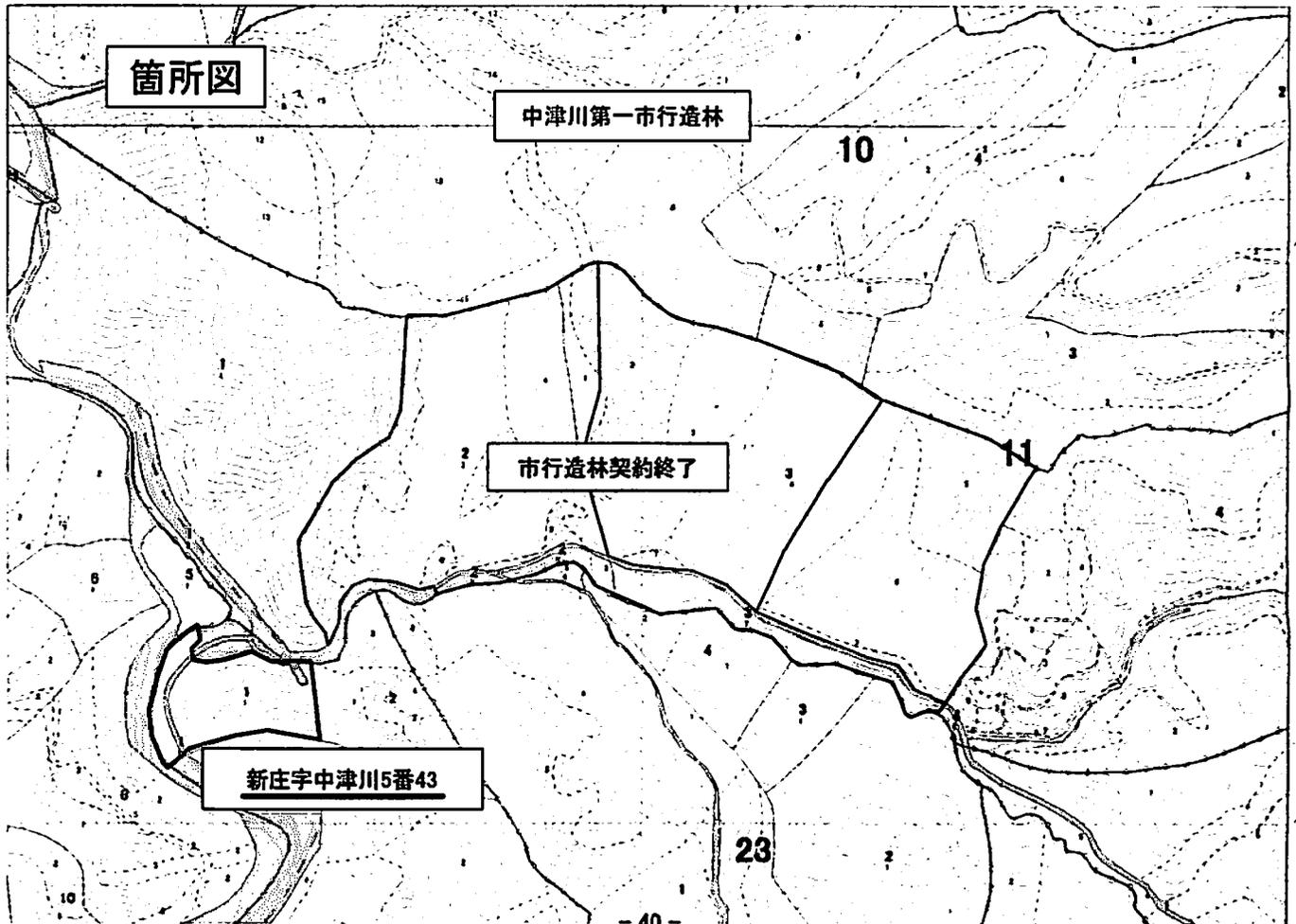
3 施行期日

公布の日

位置図



箇所図



盛岡市財政調整基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

| 改正後   | 改正前           |               |               |      |  |    |               |                      |       |
|---|---------------|---------------|---------------|------|--|----|---------------|----------------------|-------|
| <p>○盛岡市財政調整基金条例<br/>昭和40年3月29日条例第21号</p> <p style="text-align: center;">改正 略<br/>令和2年 月 日条例第 号</p> <p style="text-align: center;">盛岡市財政調整基金条例</p> <p>第1条 略<br/>(財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山林</p> <p>イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木</p> <p>ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。）</p> <p>ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木</p> <p>ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木</p> <p>(2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p style="text-align: center;">附 則（令和2年条例第 号）</p> <p style="text-align: center;">この条例は、公布の日から施行する。</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>別表第4（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積<br/>(ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市新庄字中津川5番43</td> <td style="text-align: right;">3.00</td> </tr> </tbody> </table> | 所在            | 面積<br>(ヘクタール) | 盛岡市新庄字中津川5番43 | 3.00 | <p>○盛岡市財政調整基金条例<br/>昭和40年3月29日条例第21号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p style="text-align: center;">盛岡市財政調整基金条例</p> <p>第1条 略<br/>(財産の種類)</p> <p>第2条 基金に属する財産は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 山林</p> <p>イ 別表第1に掲げる土地及びその上にある立木</p> <p>ロ 別表第2に掲げる土地（その上にある立木を除く。）</p> <p>ハ 別表第3に掲げる土地の上にある立木</p> <p>ニ 別表第4に掲げる土地について市行造林契約に基づいて取得した権利及びその権利の目的たる土地の上にある立木</p> <p>(2) 山林の売却代金（市行造林契約に基づいて土地所有者に交付すべき交付金を除く。）、積立金、基金に編入した現金及びそれらの運用により取得した有価証券</p> <p>第3条から第7条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>別表第1から別表第3まで 略</p> <p>別表第4（第2条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">所在</th> <th style="text-align: center;">面積<br/>(ヘクタール)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盛岡市新庄字中津川5番の2、6番及び7番</td> <td style="text-align: right;">42.89</td> </tr> </tbody> </table> | 所在 | 面積<br>(ヘクタール) | 盛岡市新庄字中津川5番の2、6番及び7番 | 42.89 |
| 所在  | 面積<br>(ヘクタール) |               |               |      |  |    |               |                      |       |
| 盛岡市新庄字中津川5番43   | 3.00          |               |               |      |  |    |               |                      |       |
| 所在  | 面積<br>(ヘクタール) |               |               |      |  |    |               |                      |       |
| 盛岡市新庄字中津川5番の2、6番及び7番  | 42.89         |               |               |      |  |    |               |                      |       |

| 改正後                    |        | 改正前                    |        |
|------------------------|--------|------------------------|--------|
| 盛岡市新庄字中津川34番           | 128.66 | 盛岡市新庄字中津川34番           | 128.66 |
| 盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内 | 67.03  | 盛岡市新庄字貝田72番の1及び72番の2の内 | 67.03  |
| 盛岡市新庄字貝田75番の1内         | 5.22   | 盛岡市新庄字貝田75番の1内         | 5.22   |
| 盛岡市新庄字貝田75番の3          | 16.53  | 盛岡市新庄字貝田75番の3          | 16.53  |
| 盛岡市築川第2地割52番           | 27.17  | 盛岡市築川第2地割52番           | 27.17  |
| 盛岡市築川第6地割62番2          | 10.90  | 盛岡市築川第6地割62番2          | 10.90  |
| 盛岡市築川第7地割3番2の内         | 88.00  | 盛岡市築川第7地割3番2の内         | 88.00  |
| 盛岡市築川第7地割4番            | 67.92  | 盛岡市築川第7地割4番            | 67.92  |
| 盛岡市築川第4地割26番2          | 16.84  | 盛岡市築川第4地割26番2          | 16.84  |
| 盛岡市新庄字銭掛52番の2及び52番の3   | 37.63  | 盛岡市新庄字銭掛52番の2及び52番の3   | 37.63  |

議案第 22 号

盛岡広域都市計画事業都南中央第一地区土地区画整理事業施行規程を廃止する条例について

1 趣旨

当該土地区画整理事業について、保留地の所有権移転登記事務及び清算金の徴収事務の終了により当該事業に係る全ての事務が完了したことから、当該施行規程を廃止するものである。

2 内容

当該施行規程を廃止するものである。

3 施行期日

公布の日

議案第 23 号

盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）の改正に伴い、清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率を改めようとするものである。

2 一部改正を行う条例

- (1) 盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程（平成5年条例第21号）
- (2) 盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程（平成11年条例第39号）
- (3) 盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程（平成14年条例第13号）

3 改正の内容

清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合における清算金に付すべき利子の利率を次のとおり改める。

|             | 改正後                               | 改正前           |
|-------------|-----------------------------------|---------------|
| 分割交付する場合の利率 | 換地処分の公告があった日の翌日における法定利率           | 年6%           |
| 分割徴収する場合の利率 | 換地処分の公告があった日の翌日における法定利率以内で規則で定める率 | 年6%以内で規則で定める率 |

4 施行期日

令和2年4月1日

【第1号】盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |                    |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
|--|---|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|----|----|---|-------|------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|----|----|
| <p>○盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程<br/>平成5年6月28日条例第21号</p> <p>改正 略</p> <p>令和2年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程<br/>目次及び第1条から第20条まで 略<br/>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p>  | <p>○盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程<br/>平成5年6月28日条例第21号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画事業太田地区土地区画整理事業施行規程<br/>目次及び第1条から第20条まで 略<br/>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> |                    |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| <p>第21条 市長は、清算金として徴収すべき金額が1人について1万円以上であり、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人について1万円以上であるときは、その清算金を分割交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、清算金に付すべき利率の利率は、分割徴収する場合にあっては法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内で規則で定める率とし、第1回の分割徴収すべき期限の翌日から付するものとし、分割交付する場合にあっては当該法定利率とし、第1回の分割交付すべき期限の翌日から付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による分割徴収又は分割交付の回数及び分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、清算金の額に応じ、次表の区分によるものとする。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">清算金の額</th> <th style="text-align: center;">分割回数</th> <th style="text-align: center;">分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上20,000円未満</td> <td style="text-align: center;">2回</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上40,000円未満</td> <td style="text-align: center;">3回</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額   | 分割回数               | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 10,000円以上20,000円未満 | 2回 | 6月 | 20,000円以上40,000円未満 | 3回 | 1年 | <p>第21条 市長は、清算金として徴収すべき金額が1人について1万円以上であり、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人について1万円以上であるときは、その清算金を分割交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、清算金に付すべき利率の利率は、分割徴収する場合にあっては年6パーセント以内で規則で定める率とし、第1回の分割徴収すべき期限の翌日から付するものとし、分割交付する場合にあっては年6パーセントとし、第1回の分割交付すべき期限の翌日から付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による分割徴収又は分割交付の回数及び分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、清算金の額に応じ、次表の区分によるものとする。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">清算金の額</th> <th style="text-align: center;">分割回数</th> <th style="text-align: center;">分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上20,000円未満</td> <td style="text-align: center;">2回</td> <td style="text-align: center;">6月</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上40,000円未満</td> <td style="text-align: center;">3回</td> <td style="text-align: center;">1年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額 | 分割回数 | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 10,000円以上20,000円未満 | 2回 | 6月 | 20,000円以上40,000円未満 | 3回 | 1年 |
| 清算金の額  | 分割回数  | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 10,000円以上20,000円未満   | 2回  | 6月                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 20,000円以上40,000円未満   | 3回  | 1年                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 清算金の額  | 分割回数  | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 10,000円以上20,000円未満   | 2回  | 6月                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 20,000円以上40,000円未満   | 3回  | 1年                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |   |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |

| 改正後  | 改正前  |                    |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
|--|--|--------------------|--------------------|--------------------|----|------|--------------------|----|----|---------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|-----|------|------------|-----|----|--|-------|------|--------------------|--------------------|----|------|--------------------|----|----|---------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|-----|------|------------|-----|----|
| <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">清算金の額</th> <th style="text-align: center;">分割回数</th> <th style="text-align: center;">分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,000円以上60,000円未満</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">1年6月</td> </tr> <tr> <td>60,000円以上80,000円未満</td> <td style="text-align: center;">5回</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td>80,000円以上100,000円未満</td> <td style="text-align: center;">6回</td> <td style="text-align: center;">2年6月</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上120,000円未満</td> <td style="text-align: center;">7回</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td>120,000円以上140,000円未満</td> <td style="text-align: center;">8回</td> <td style="text-align: center;">3年6月</td> </tr> <tr> <td>140,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">9回</td> <td style="text-align: center;">4年</td> </tr> <tr> <td>160,000円以上200,000円未満</td> <td style="text-align: center;">10回</td> <td style="text-align: center;">4年6月</td> </tr> <tr> <td>200,000円以上</td> <td style="text-align: center;">11回</td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額  | 分割回数               | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 40,000円以上60,000円未満 | 4回 | 1年6月 | 60,000円以上80,000円未満 | 5回 | 2年 | 80,000円以上100,000円未満 | 6回 | 2年6月 | 100,000円以上120,000円未満 | 7回 | 3年 | 120,000円以上140,000円未満 | 8回 | 3年6月 | 140,000円以上160,000円未満 | 9回 | 4年 | 160,000円以上200,000円未満 | 10回 | 4年6月 | 200,000円以上 | 11回 | 5年 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">清算金の額</th> <th style="text-align: center;">分割回数</th> <th style="text-align: center;">分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40,000円以上60,000円未満</td> <td style="text-align: center;">4回</td> <td style="text-align: center;">1年6月</td> </tr> <tr> <td>60,000円以上80,000円未満</td> <td style="text-align: center;">5回</td> <td style="text-align: center;">2年</td> </tr> <tr> <td>80,000円以上100,000円未満</td> <td style="text-align: center;">6回</td> <td style="text-align: center;">2年6月</td> </tr> <tr> <td>100,000円以上120,000円未満</td> <td style="text-align: center;">7回</td> <td style="text-align: center;">3年</td> </tr> <tr> <td>120,000円以上140,000円未満</td> <td style="text-align: center;">8回</td> <td style="text-align: center;">3年6月</td> </tr> <tr> <td>140,000円以上160,000円未満</td> <td style="text-align: center;">9回</td> <td style="text-align: center;">4年</td> </tr> <tr> <td>160,000円以上200,000円未満</td> <td style="text-align: center;">10回</td> <td style="text-align: center;">4年6月</td> </tr> <tr> <td>200,000円以上</td> <td style="text-align: center;">11回</td> <td style="text-align: center;">5年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額 | 分割回数 | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 40,000円以上60,000円未満 | 4回 | 1年6月 | 60,000円以上80,000円未満 | 5回 | 2年 | 80,000円以上100,000円未満 | 6回 | 2年6月 | 100,000円以上120,000円未満 | 7回 | 3年 | 120,000円以上140,000円未満 | 8回 | 3年6月 | 140,000円以上160,000円未満 | 9回 | 4年 | 160,000円以上200,000円未満 | 10回 | 4年6月 | 200,000円以上 | 11回 | 5年 |
| 清算金の額  | 分割回数   | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 40,000円以上60,000円未満   | 4回   | 1年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 60,000円以上80,000円未満   | 5回   | 2年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 80,000円以上100,000円未満  | 6回   | 2年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 100,000円以上120,000円未満   | 7回   | 3年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 120,000円以上140,000円未満   | 8回   | 3年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 140,000円以上160,000円未満   | 9回   | 4年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 160,000円以上200,000円未満   | 10回  | 4年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 200,000円以上   | 11回  | 5年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 清算金の額  | 分割回数   | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 40,000円以上60,000円未満   | 4回   | 1年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 60,000円以上80,000円未満   | 5回   | 2年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 80,000円以上100,000円未満  | 6回   | 2年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 100,000円以上120,000円未満   | 7回   | 3年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 120,000円以上140,000円未満   | 8回   | 3年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 140,000円以上160,000円未満   | 9回   | 4年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 160,000円以上200,000円未満   | 10回  | 4年6月               |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 200,000円以上   | 11回  | 5年                 |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| <p>4 市長は、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を前項の規定により納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、分割徴収の回数及び分割徴収を完了すべき期限を別に定めることができる。ただし、分割徴収を完了すべき期限は、第1回の徴収すべき期限の翌日から起算して10年を超えることができない。</p> <p>5 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。</p> <p>6 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収し、又は交付すべき額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収し、又は交付すべき額は、利子を含めて毎回均等とする。</p> <p>7 第1項の規定により分割徴収している場合において、分割納付を認められている者が清算金(利子を含む。以下この項及び第23条において同じ。)を滞納したときは、市長は、徴収すべき期限が到来する前にいつでも未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>8 第1項の規定により分割交付している場合において、市長が必要であると認めるときは、市長は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。</p> <p>第22条から第26条まで 略</p>   | <p>4 市長は、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を前項の規定により納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、分割徴収の回数及び分割徴収を完了すべき期限を別に定めることができる。ただし、分割徴収を完了すべき期限は、第1回の徴収すべき期限の翌日から起算して10年を超えることができない。</p> <p>5 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。</p> <p>6 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収し、又は交付すべき額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収し、又は交付すべき額は、利子を含めて毎回均等とする。</p> <p>7 第1項の規定により分割徴収している場合において、分割納付を認められている者が清算金(利子を含む。以下この項及び第23条において同じ。)を滞納したときは、市長は、徴収すべき期限が到来する前にいつでも未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>8 第1項の規定により分割交付している場合において、市長が必要であると認めるときは、市長は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。</p> <p>第22条から第26条まで 略</p> |                    |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |  |       |      |                    |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |

| 改正後   | 改正前   |
|---|-------|
| 附 則 略<br>附 則 (令和2年条例第 号)<br>この条例は、令和2年4月1日から施行する。 | 附 則 略 |

【第2号】盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |                    |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
|--|-------|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|----|----|--|-------|------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|----|----|
| <p>○盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程<br/>平成11年9月30日条例第39号</p> <p>改正 略</p> <p>令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程<br/>目次及び第1条から第20条まで 略<br/>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第21条 市長は、清算金として徴収すべき金額が1人について1万円以上であり、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人について1万円以上であるときは、その清算金を分割交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合にあっては法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内で規則で定める率とし、第1回の分割徴収すべき期限の翌日から付するものとし、分割交付する場合にあっては当該法定利率とし、第1回の分割交付すべき期限の翌日から付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による分割徴収又は分割交付の回数及び分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、清算金の額に応じ、次表の区分によるものとする。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>清算金の額</th> <th>分割回数</th> <th>分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上20,000円未満</td> <td>2回</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上40,000円未満</td> <td>3回</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額 | 分割回数               | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 10,000円以上20,000円未満 | 2回 | 6月 | 20,000円以上40,000円未満 | 3回 | 1年 | <p>○盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程<br/>平成11年9月30日条例第39号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画事業都南中央第三地区土地区画整理事業施行規程<br/>目次及び第1条から第20条まで 略<br/>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第21条 市長は、清算金として徴収すべき金額が1人について1万円以上であり、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人について1万円以上であるときは、その清算金を分割交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合にあっては年6パーセント以内で規則で定める率とし、第1回の分割徴収すべき期限の翌日から付するものとし、分割交付する場合にあっては年6パーセントとし、第1回の分割交付すべき期限の翌日から付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による分割徴収又は分割交付の回数及び分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、清算金の額に応じ、次表の区分によるものとする。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>清算金の額</th> <th>分割回数</th> <th>分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上20,000円未満</td> <td>2回</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上40,000円未満</td> <td>3回</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額 | 分割回数 | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 10,000円以上20,000円未満 | 2回 | 6月 | 20,000円以上40,000円未満 | 3回 | 1年 |
| 清算金の額  | 分割回数  | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 10,000円以上20,000円未満   | 2回    | 6月                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 20,000円以上40,000円未満   | 3回    | 1年                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 清算金の額  | 分割回数  | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 10,000円以上20,000円未満   | 2回    | 6月                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 20,000円以上40,000円未満   | 3回    | 1年                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |

| 改正後                  |     |      | 改正前                  |     |      |
|----------------------|-----|------|----------------------|-----|------|
| 40,000円以上60,000円未満   | 4回  | 1年6月 | 40,000円以上60,000円未満   | 4回  | 1年6月 |
| 60,000円以上80,000円未満   | 5回  | 2年   | 60,000円以上80,000円未満   | 5回  | 2年   |
| 80,000円以上100,000円未満  | 6回  | 2年6月 | 80,000円以上100,000円未満  | 6回  | 2年6月 |
| 100,000円以上120,000円未満 | 7回  | 3年   | 100,000円以上120,000円未満 | 7回  | 3年   |
| 120,000円以上140,000円未満 | 8回  | 3年6月 | 120,000円以上140,000円未満 | 8回  | 3年6月 |
| 140,000円以上160,000円未満 | 9回  | 4年   | 140,000円以上160,000円未満 | 9回  | 4年   |
| 160,000円以上200,000円未満 | 10回 | 4年6月 | 160,000円以上200,000円未満 | 10回 | 4年6月 |
| 200,000円以上           | 11回 | 5年   | 200,000円以上           | 11回 | 5年   |

|  |  |
|--|--|
| 4 市長は、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を前項の規定により納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、分割徴収の回数及び分割徴収を完了すべき期限を別に定めることができる。ただし、分割徴収を完了すべき期限は、第1回の徴収すべき期限の翌日から起算して10年を超えることができない。 | 4 市長は、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を前項の規定により納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、分割徴収の回数及び分割徴収を完了すべき期限を別に定めることができる。ただし、分割徴収を完了すべき期限は、第1回の徴収すべき期限の翌日から起算して10年を超えることができない。 |
| 5 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。   | 5 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。   |
| 6 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収し、又は交付すべき額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収し、又は交付すべき額は、利子を含めて毎回均等とする。  | 6 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収し、又は交付すべき額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収し、又は交付すべき額は、利子を含めて毎回均等とする。  |
| 7 第1項の規定により分割徴収している場合において、分割納付を認められている者が清算金（利子を含む。以下この項及び第23条において同じ。）を滞納したときは、市長は、徴収すべき期限が到来する前にいつでも未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。                                  | 7 第1項の規定により分割徴収している場合において、分割納付を認められている者が清算金（利子を含む。以下この項及び第23条において同じ。）を滞納したときは、市長は、徴収すべき期限が到来する前にいつでも未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。                                  |
| 8 第1項の規定により分割交付している場合において、市長が必要であると認めるときは、市長は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。  | 8 第1項の規定により分割交付している場合において、市長が必要であると認めるときは、市長は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。  |

第22条から第26条まで 略

| 改正後   | 改正前   |
|---|-------|
| 附 則 略<br>附 則 (令和2年条例第 号)<br>この条例は、令和2年4月1日から施行する。 | 附 則 略 |

【第3号】盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程 新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |                    |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
|---|-------|--------------------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|----|----|--|-------|------|--------------------|--------------------|----|----|--------------------|----|----|
| <p>○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程<br/>平成14年3月29日条例第13号</p> <p>改正 略</p> <p>令和2年 月 日 条例第 号</p> <p>盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程</p> <p>目次及び第1条から第20条まで 略<br/>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第21条 市長は、清算金として徴収すべき金額が1人について10,000円以上であり、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人について10,000円以上であるときは、その清算金を分割交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合にあつては法第103条第4項の規定による公告があった日の翌日における法定利率以内で規則で定める率とし、第1回の分割徴収すべき期限の翌日から付するものとし、分割交付する場合にあつては当該法定利率とし、第1回の分割交付すべき期限の翌日から付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による分割徴収又は分割交付の回数及び分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、清算金の額に応じ、次表の区分によるものとする。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>清算金の額</th> <th>分割回数</th> <th>分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上20,000円未満</td> <td>2回</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上40,000円未満</td> <td>3回</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額 | 分割回数               | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 10,000円以上20,000円未満 | 2回 | 6月 | 20,000円以上40,000円未満 | 3回 | 1年 | <p>○盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程<br/>平成14年3月29日条例第13号</p> <p>改正 略</p> <p>盛岡広域都市計画事業道明地区土地区画整理事業施行規程</p> <p>目次及び第1条から第20条まで 略<br/>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第21条 市長は、清算金として徴収すべき金額が1人について10,000円以上であり、かつ、納付すべき者から次条の規定により分割納付を希望する旨の申出があったときは、その清算金を分割徴収するものとし、清算金として交付すべき額が1人について10,000円以上であるときは、その清算金を分割交付することができる。</p> <p>2 前項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合において、清算金に付すべき利子の利率は、分割徴収する場合にあつては年6パーセント以内で規則で定める率とし、第1回の分割徴収すべき期限の翌日から付するものとし、分割交付する場合にあつては年6パーセントとし、第1回の分割交付すべき期限の翌日から付するものとする。</p> <p>3 第1項の規定による分割徴収又は分割交付の回数及び分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、清算金の額に応じ、次表の区分によるものとする。この場合において、分割徴収又は分割交付を完了すべき期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算するものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>清算金の額</th> <th>分割回数</th> <th>分割徴収又は分割交付を完了すべき期限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10,000円以上20,000円未満</td> <td>2回</td> <td>6月</td> </tr> <tr> <td>20,000円以上40,000円未満</td> <td>3回</td> <td>1年</td> </tr> </tbody> </table> | 清算金の額 | 分割回数 | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 | 10,000円以上20,000円未満 | 2回 | 6月 | 20,000円以上40,000円未満 | 3回 | 1年 |
| 清算金の額   | 分割回数  | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 10,000円以上20,000円未満  | 2回    | 6月                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 20,000円以上40,000円未満  | 3回    | 1年                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 清算金の額   | 分割回数  | 分割徴収又は分割交付を完了すべき期限 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 10,000円以上20,000円未満  | 2回    | 6月                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |
| 20,000円以上40,000円未満  | 3回    | 1年                 |                    |                    |    |    |                    |    |    |  |       |      |                    |                    |    |    |                    |    |    |

| 改正後   | 改正前                |      |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
|---|--------------------|------|------|--------------------|----|----|---------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|-----|------|------------|-----|----|---|--------------------|----|------|--------------------|----|----|---------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|----|------|----------------------|----|----|----------------------|-----|------|------------|-----|----|
| <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr><td>40,000円以上60,000円未満</td><td>4回</td><td>1年6月</td></tr> <tr><td>60,000円以上80,000円未満</td><td>5回</td><td>2年</td></tr> <tr><td>80,000円以上100,000円未満</td><td>6回</td><td>2年6月</td></tr> <tr><td>100,000円以上120,000円未満</td><td>7回</td><td>3年</td></tr> <tr><td>120,000円以上140,000円未満</td><td>8回</td><td>3年6月</td></tr> <tr><td>140,000円以上160,000円未満</td><td>9回</td><td>4年</td></tr> <tr><td>160,000円以上200,000円未満</td><td>10回</td><td>4年6月</td></tr> <tr><td>200,000円以上</td><td>11回</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table> <p>4 市長は、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を前項の規定により納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、分割徴収の回数及び分割徴収を完了すべき期限を別に定めることができる。ただし、分割徴収を完了すべき期限は、第1回の徴収すべき期限の翌日から起算して10年を超えることができない。</p> <p>5 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。</p> <p>6 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収し、又は交付すべき額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収し、又は交付すべき額は、利子を含めて毎回均等とする。</p> <p>7 第1項の規定により分割徴収している場合において、分割納付を認められている者が清算金（利子を含む。以下この項及び第23条において同じ。）を滞納したときは、市長は、徴収すべき期限が到来する前にいつでも未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>8 第1項の規定により分割交付している場合において、市長が必要があると認めるときは、市長は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。</p> <p>第22条から第26条まで 略</p> | 40,000円以上60,000円未満 | 4回   | 1年6月 | 60,000円以上80,000円未満 | 5回 | 2年 | 80,000円以上100,000円未満 | 6回 | 2年6月 | 100,000円以上120,000円未満 | 7回 | 3年 | 120,000円以上140,000円未満 | 8回 | 3年6月 | 140,000円以上160,000円未満 | 9回 | 4年 | 160,000円以上200,000円未満 | 10回 | 4年6月 | 200,000円以上 | 11回 | 5年 | <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tbody> <tr><td>40,000円以上60,000円未満</td><td>4回</td><td>1年6月</td></tr> <tr><td>60,000円以上80,000円未満</td><td>5回</td><td>2年</td></tr> <tr><td>80,000円以上100,000円未満</td><td>6回</td><td>2年6月</td></tr> <tr><td>100,000円以上120,000円未満</td><td>7回</td><td>3年</td></tr> <tr><td>120,000円以上140,000円未満</td><td>8回</td><td>3年6月</td></tr> <tr><td>140,000円以上160,000円未満</td><td>9回</td><td>4年</td></tr> <tr><td>160,000円以上200,000円未満</td><td>10回</td><td>4年6月</td></tr> <tr><td>200,000円以上</td><td>11回</td><td>5年</td></tr> </tbody> </table> <p>4 市長は、清算金を納付すべき者の資力が乏しいため当該清算金を前項の規定により納付することが困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、分割徴収の回数及び分割徴収を完了すべき期限を別に定めることができる。ただし、分割徴収を完了すべき期限は、第1回の徴収すべき期限の翌日から起算して10年を超えることができない。</p> <p>5 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第2回以後の徴収し、又は交付すべき期限は、前回の徴収し、又は交付すべき期限の翌日から起算して6月目とする。</p> <p>6 第1項の規定により分割徴収し、又は分割交付する場合における第1回の徴収し、又は交付すべき額は、清算金の額を分割回数で除して得た額を下らない額とし、第2回以後の徴収し、又は交付すべき額は、利子を含めて毎回均等とする。</p> <p>7 第1項の規定により分割徴収している場合において、分割納付を認められている者が清算金（利子を含む。以下この項及び第23条において同じ。）を滞納したときは、市長は、徴収すべき期限が到来する前にいつでも未納の清算金の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>8 第1項の規定により分割交付している場合において、市長が必要があると認めるときは、市長は、交付すべき期限が到来する前に未交付の清算金を交付することができる。</p> <p>第22条から第26条まで 略</p> | 40,000円以上60,000円未満 | 4回 | 1年6月 | 60,000円以上80,000円未満 | 5回 | 2年 | 80,000円以上100,000円未満 | 6回 | 2年6月 | 100,000円以上120,000円未満 | 7回 | 3年 | 120,000円以上140,000円未満 | 8回 | 3年6月 | 140,000円以上160,000円未満 | 9回 | 4年 | 160,000円以上200,000円未満 | 10回 | 4年6月 | 200,000円以上 | 11回 | 5年 |
| 40,000円以上60,000円未満  | 4回                 | 1年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 60,000円以上80,000円未満  | 5回                 | 2年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 80,000円以上100,000円未満   | 6回                 | 2年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 100,000円以上120,000円未満  | 7回                 | 3年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 120,000円以上140,000円未満  | 8回                 | 3年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 140,000円以上160,000円未満  | 9回                 | 4年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 160,000円以上200,000円未満  | 10回                | 4年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 200,000円以上  | 11回                | 5年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 40,000円以上60,000円未満  | 4回                 | 1年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 60,000円以上80,000円未満  | 5回                 | 2年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 80,000円以上100,000円未満   | 6回                 | 2年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 100,000円以上120,000円未満  | 7回                 | 3年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 120,000円以上140,000円未満  | 8回                 | 3年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 140,000円以上160,000円未満  | 9回                 | 4年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 160,000円以上200,000円未満  | 10回                | 4年6月 |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |
| 200,000円以上  | 11回                | 5年   |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |   |                    |    |      |                    |    |    |                     |    |      |                      |    |    |                      |    |      |                      |    |    |                      |     |      |            |     |    |

| 改正後  | 改正前   |
|--|-------|
| 附 則 略<br>附 則 (令和2年条例第 号)<br><u>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</u> | 附 則 略 |

議案第 24 号

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

盛岡市動物公園再生事業計画に基づき、盛岡市動物公園（以下「動物公園」という。）の改修を行い、魅力的で価値のある空間にリニューアルするとともに、令和2年4月1日から動物公園の指定管理（管理運営）を民間会社に移行（予定）し、サービスの向上や事業の発展性も期待できることから、動物公園の供用日（開園日）及び動物展示施設の使用料（入園料）の額を改めるとともに、動物公園の駐車場の使用料を徴収しない日を廃止しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 動物公園の供用日について、3月15日から11月30日までの水曜日を休園日とすることを廃止し、新たな供用日として12月1日から翌年の3月14日まで（12月29日から翌年の1月3日までを除く。）の日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を加える。
- (2) 動物公園の動物展示施設の使用料の区分及び額を次のように改める。

【改正前】

| 区分            | 使用料    |
|---------------|--------|
| 普通使用（1回につき）   | 500円   |
| 定期使用（1年につき）   | 1,000円 |
| 団体使用（1人1回につき） | 400円   |

備考 中学校生徒以下の者の使用料は無料とする。

【改正後】

| 区分           | 普通使用料<br>（1回につき） | 定期使用料<br>（1年につき） | 団体使用料<br>（1人1回につき） |
|--------------|------------------|------------------|--------------------|
| 一般及び高等学校生徒   | 1,000円           | 2,000円           | 800円               |
| 中学校生徒及び小学校児童 | 500円             | 1,000円           | 400円               |

- (3) 動物公園の駐車場の使用料について、徴収をしない日の規定を削る。

3 施行期日

令和2年4月1日

盛岡市都市公園条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>○盛岡市都市公園条例<br/>昭和52年3月29日条例第10号</p> <p style="text-align: center;">改正 略<br/>令和2年 月 日条例第 号</p> <p>盛岡市都市公園条例<br/>盛岡市都市公園条例(昭和33年条例第11号)の全部を改正する。<br/>第1条から第6条まで 略<br/>(有料公園施設)</p> <p>第6条の2 公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設のうち盛岡市動物公園(以下「動物公園」という。)及び盛岡市都南中央公園プール(以下「都南中央公園プール」という。)の供用日及び供用時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する有料公園施設にあつては、指定管理者。以下第5項まで及び第7条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>3 動物公園及び都南中央公園プールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。<br/>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。<br/>(2) 施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。<br/>(3) 前2号に掲げるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理上適当でないとき。</p> | <p>○盛岡市都市公園条例<br/>昭和52年3月29日条例第10号</p> <p style="text-align: center;">改正 略</p> <p>盛岡市都市公園条例<br/>盛岡市都市公園条例(昭和33年条例第11号)の全部を改正する。<br/>第1条から第6条まで 略<br/>(有料公園施設)</p> <p>第6条の2 公園施設のうち有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 有料公園施設のうち盛岡市動物公園(以下「動物公園」という。)及び盛岡市都南中央公園プール(以下「都南中央公園プール」という。)の供用日及び供用時間は、別表第1の2のとおりとする。ただし、市長(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。))が管理する有料公園施設にあつては、指定管理者。以下第5項まで及び第7条において同じ。)が特に必要があると認めるときは、これらを変更することができる。</p> <p>3 動物公園及び都南中央公園プールを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>4 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの使用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前項の許可をしないものとする。<br/>(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。<br/>(2) 施設、設備又は展示物を汚損し、損傷し、又は亡失するおそれがあるとき。<br/>(3) 前2号に掲げるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理上適当でないとき。</p> |

| 改正後  | 改正前    |        |      |      |  |       |        |     |      |
|--|--------|--------|------|------|--|-------|--------|-----|------|
| <p>5 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>7 有料公園施設のうち、もりおか歴史文化館盛岡市子ども科学館、盛岡市先人記念館、盛岡市遺跡の学び館、盛岡市立綱取スポーツセンター及び盛岡南公園球技場の管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条から第7条の6まで 略<br/>(使用料の徴収)</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2から第17条まで 略<br/>附 則 略<br/>附 則 (令和2年条例第 号)<br/>この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>別表第1 略<br/>別表第1の2(第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">都市公園名</td> <td style="width: 25%;">有料公園施設</td> <td style="width: 25%;">供用日</td> <td style="width: 25%;">供用時間</td> </tr> </table> | 都市公園名  | 有料公園施設 | 供用日  | 供用時間 | <p>5 市長は、動物公園及び都南中央公園プールの管理上必要があると認めるときは、許可に条件を付することができる。</p> <p>6 この条例に定めるもののほか、動物公園及び都南中央公園プールの管理に関し必要な事項は、市長が定める。</p> <p>7 有料公園施設のうち、もりおか歴史文化館盛岡市子ども科学館、盛岡市先人記念館、盛岡市遺跡の学び館、盛岡市立綱取スポーツセンター及び盛岡南公園球技場の管理に関し必要な事項は、別に定める。</p> <p>第7条から第7条の6まで 略<br/>(使用料の徴収)</p> <p>第8条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者から別表第2に定める使用料を徴収する。</p> <p>2 第6条の2第3項の許可を受けた者から別表第3に定める使用料を徴収する。ただし、次に掲げる日以外の日に動物公園の駐車場を使用しようとする者からは、当該駐車場の使用料は、徴収しない。</p> <p>(1) 日曜日及び土曜日<br/>(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)<br/>(3) 4月30日から5月2日までの日<br/>(4) 8月13日から同月16日までの日</p> <p>3 使用料は、許可の際に徴収する。</p> <p>第8条の2から第17条まで 略<br/>附 則 略</p> <p>別表第1 略<br/>別表第1の2(第6条の2関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">都市公園名</td> <td style="width: 25%;">有料公園施設</td> <td style="width: 25%;">供用日</td> <td style="width: 25%;">供用時間</td> </tr> </table> | 都市公園名 | 有料公園施設 | 供用日 | 供用時間 |
| 都市公園名  | 有料公園施設 | 供用日    | 供用時間 |      |  |       |        |     |      |
| 都市公園名  | 有料公園施設 | 供用日    | 供用時間 |      |  |       |        |     |      |

| 改正後    |              |  |                    | 改正前    |              |   |                    |
|--------|--------------|--|--------------------|--------|--------------|---|--------------------|
|        | 名            |  |                    |        | 名            |   |                    |
| 岩山南公園  | 盛岡市動物公園      | 3月15日から11月30日まで並びに12月1日から翌年の3月14日まで(12月29日から翌年の1月3日までを除く。)の日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。) | 午前9時30分から午後4時30分まで | 岩山南公園  | 盛岡市動物公園      | 3月15日から11月30日まで。ただし、水曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日又は祝日法による休日でない日)は、休園日とする。 | 午前9時30分から午後4時30分まで |
| 都南中央公園 | 盛岡市都南中央公園プール | 6月15日から9月の第1日曜日まで。ただし、金曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その前日)は、休園日とする。   | 午前10時から午後5時まで      | 都南中央公園 | 盛岡市都南中央公園プール | 6月15日から9月の第1日曜日まで。ただし、金曜日(その日が祝日法による休日に当たるときは、その前日)は、休園日とする。                                | 午前10時から午後5時まで      |

別表第2 略

別表第3 (第8条関係)

(1) 盛岡市動物公園の動物展示施設の使用料

| 区分           | 普通使用料<br>(1回につき) | 定期使用料<br>(1年につき) | 団体使用料<br>(1人1回につき) |
|--------------|------------------|------------------|--------------------|
| 一般及び高等学校生徒   | 1,000円           | 2,000円           | 800円               |
| 中学校生徒及び小学校児童 | 500円             | 1,000円           | 400円               |

別表第2 略

別表第3 (第8条関係)

(1) 盛岡市動物公園の動物展示施設の使用料

| 区分            | 使用料    |
|---------------|--------|
| 普通使用(1回につき)   | 500円   |
| 定期使用(1年につき)   | 1,000円 |
| 団体使用(1人1回につき) | 400円   |

| 改正後  |                  | 改正前   |                  |
|--|------------------|---|------------------|
| 備考   |                  | 備考  |                  |
| <p>1 定期使用料に係る1年の期間は、第6条の2第3項の許可を受けた日から翌年の当該日に相当する日の前日までとする。</p> <p>2 団体使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> |                  | <p>1 中学校生徒以下の者の使用料は、無料とする。</p> <p>2 定期使用の1年の期間は、第6条の2第3項の許可を受けた日から翌年の当該日に相当する日の前日までとする。</p> <p>3 団体使用の使用料は、20人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。</p> |                  |
| (2) 盛岡市動物公園の駐車場の使用料  |                  | (2) 盛岡市動物公園の駐車場の使用料   |                  |
| 区分   | 使用料<br>(1台1回につき) | 区分  | 使用料<br>(1台1回につき) |
| 大型自動車及び中型自動車   | 1,000円           | 大型自動車及び中型自動車  | 1,000円           |
| 準中型自動車及び普通自動車  | 200円             | 準中型自動車及び普通自動車   | 200円             |
| 備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。     |                  | 備考 この表において「大型自動車」、「中型自動車」、「準中型自動車」及び「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に規定する大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び普通自動車をいう。                                    |                  |
| (3) 略  |                  | (3) 略   |                  |

議案第 25 号

盛岡市印鑑条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

成年被後見人のうち意思能力を有する者の権利行使の門戸を広げる目的で、国の印鑑登録証明事務処理要領（昭和45年自治振第10号）が改正されたことに伴い、印鑑の登録を受けることができない者の範囲及び印鑑の登録を職権で消除しなければならない場合を改めるほか、必要な規定の整備をしようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 成年被後見人は一律に印鑑の登録を受けることができなかったものを、成年被後見人であっても意思能力を有する者については、印鑑の登録を受けることができるものに改める。
- (2) 登録申請において、本人確認書類を持たない申請者は、既に市で印鑑の登録を受けている者により申請者が本人であることを保証されること（保証人）により印鑑の登録を受けることができる。この保証人については、未成年者及び被保佐人を除いており、成年被後見人も印鑑の登録を受けることができるようになることから、保証人から成年被後見人を除くこととする。
- (3) 成年被後見人となった後に登録を受けた印鑑の廃止について、法定代理人が同行して成年被後見人本人が廃止の申請をした場合は、申請により印鑑を消除するが、法定代理人が同行しない成年被後見人による登録廃止の申請又は委任された者から成年被後見人の登録廃止の申請があった場合は、職権で印鑑の登録を消除することとする。

3 施行期日

公布の日



| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>り、第6条第1項第1号に該当するものとなったこと。</p> <p>(5) 登録者が後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>(6) 登録者が職権により住民票から削除されたこと。</p> <p>第13条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p> <p>附 則 (令和2年条例第 号)</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p> | <p>り、第6条第1項第1号に該当するものとなったこと。</p> <p>(5) 登録者が後見開始の審判を受けたこと。</p> <p>(6) 登録者が職権により住民票から削除されたこと。</p> <p>第13条から第23条まで 略</p> <p>附 則 略</p> |